

第 5803 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月26日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 法人税申告期限の延長

Q：法人税の申告期限が延長され、中小企業でも申告期限の延長ができるようになるようですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

平成29年度の税制改正において、法人税の確定申告書の提出期限が見直されましたが、先ごろ、これを受けて法人税基本通達が改正されました。その中で、会計監査人を置かない中小法人についても、定款の定めにより1月間の提出期限の延長を受けることができる取扱いが新設されました。

通達では、この規定により確定申告書の提出期限について1月間の延長を受けることができる法人には、例えば、次のような定款の定めをしている法人が該当するとしています。

- ① 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日以後である旨の定めをしている法人
- ② 定時株主総会の招集時期を事業年度終了の日の翌日から3月以内である旨の定めをしている法人

したがって、仮に定款で定時株主総会の召集時期を「2ヵ月以内」としている場合は、定款を「3ヵ月以内」に変更すれば「申告期限の延長の特例」は申請できることとなります。ただし、申告期限の延長を行っても、納付期限は延長できませんので、申告する前(2ヵ月以内)に、納付すべき税金を概算で仮納付しておかなければなりませんので、注意してください。

